

佐賀県医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第35号

佐賀県医療法施行条例の一部を改正する条例
佐賀県医療法施行条例（平成25年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>佐賀県医療法施行条例 (趣旨) 第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(療養病床を有する診療所の施設の基準) 第8条 略</p> | <p>佐賀県医療法の施行等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、<u>病院及び診療所の非常災害対策に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (療養病床を有する診療所の施設の基準) 第8条 略 <u>(非常災害対策)</u> 第8条の2 <u>病院及び診療所は、次に掲げる非常災害対策を講じるものとする。</u> <u>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u> <u>(2) 施設の立地環境又は施設若しくは患者の特性に応じて、非常災害に備えた物資及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u> <u>(3) 施設の立地環境及び患者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。</u> <u>(4) 前号の規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、患者及び職員</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|-----|--|
| | <p><u>に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>(5) <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに職員及び患者に対し当該患者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>(6) <u>施設又は患者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> |

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第8条の2第3号及び第4号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。